

令和3年3月22日

島根県環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103

FAX 0852-32-5918

自費出版された本の新聞広告等の掲載に係る役務提供事業者に対する 行政処分について

島根県は、令和3年3月19日付けで、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第22条第1項の規定に基づき、業務を改善するよう指示しました。

1 被処分者

- (1) 名称 合同会社 東報堂
- (2) 代表者 代表社員 中村 佳樹（なかむら よしき）
- (3) 所在地 東京都中野区新井五丁目5番13号

2 取引形態

電話勧誘販売（自費出版された本の新聞広告等の掲載に係る役務の提供）

3 処分（指示）の内容（効力は島根県内に限る）

- (1) 被処分者は、電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その勧誘を行う者の氏名を正しく告げること。
- (2) 被処分者は、電話勧誘販売に係る役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、勧誘をしてはならないこと。
- (3) 被処分者は、電話勧誘販売に係る役務提供契約を締結したときは、特定商取引法第19条第1項の定めに従い、契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付すること。

4 処分（指示）の原因となる事実

- (1) 被処分者は、平成30年9月頃から島根県東部の個人宅に電話をかけ、同人が自費出版した本の広告を新聞に掲載する役務（(3)において「新聞広告掲載役務」という。）の提供に関する契約の締結について勧誘した際、その勧誘に先立って告げるべき勧誘を行う者の氏名を正しく告げていなかった。
また、当該勧誘の際、同人が何度も断り、当該役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して電話による勧誘を行った。
- (2) 被処分者は、平成30年10月頃から島根県東部の個人宅に電話をかけ、同人の川柳を新聞に掲載する役務の提供に関する契約の締結について勧誘した際、その勧誘に先立って告げるべき勧誘を行う者の氏名を正しく告げていなかった。
また、当該勧誘の際、同人が何度も断り、当該役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して電話による勧誘を行った。
- (3) 被処分者は、平成30年10月に、(1)による電話勧誘行為により新聞広告掲載役務の提供に関する契約を締結した際、当該役務の提供を受ける者に、当該契約に関する虚偽の内容を記載した書面を交付した。
(1)及び(2)の行為は特定商取引法第16条及び第17条の規定に違反し、(3)の行為は特定商取引法第19条第1項の規定に違反する。